

第Ⅰ期再犯防止推進計画

I 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の検挙人員は平成16年をピークに減少する一方、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、近年は約半数が再犯者となっています。特に、高齢化の進展、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、経済格差の拡大などにより、犯罪をした者の社会復帰を困難にする社会情勢の変化が顕著となっています。再犯の防止に向け、就労支援、住居確保支援、保健医療・福祉サービスの提供など、社会復帰支援に必要な社会資源の確保が求められるとともに、地域住民の理解不足や偏見により、当事者やその家族が地域で孤立化することも懸念されています。

このような状況の中、わが国では平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行されました。この法律では、再犯防止対策の重要性に鑑み、国及び地方公共団体の責務を明確化し、再犯防止等に関する施策の基本事項を定めています。

また、同法第8条では、都道府県及び市町村が、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。これを受け、国は平成29年に「再犯防止推進計画」、令和5年に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

道においては、国の計画を勘案し、令和3年に「北海道再犯防止推進計画」を策定、令和6年に改定を行っており、その中で以下の6つの重点課題をもとに再犯防止を推進しています。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地域による包摵を推進するための取組

本町においても、国や道の計画との整合を図りながら、町の地域特性に応じた就労支援、住居確保支援、保健医療・福祉サービスの提供、地域社会における孤立防止など、関係機関・団体との連携により再犯防止施策を推進し、だれもが安心して暮らせる「だれ一人取り残さない」地域社会づくりを目的として、「上士幌町再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」に基づき、上士幌町における再犯防止推進計画として策定します。なお本計画は、「地域共生社会」の実現を進める上で、今回策定する地域福祉計画の計画内に位置づけ、再犯防止施策の方向性を示すものです。

(3) 計画の期間

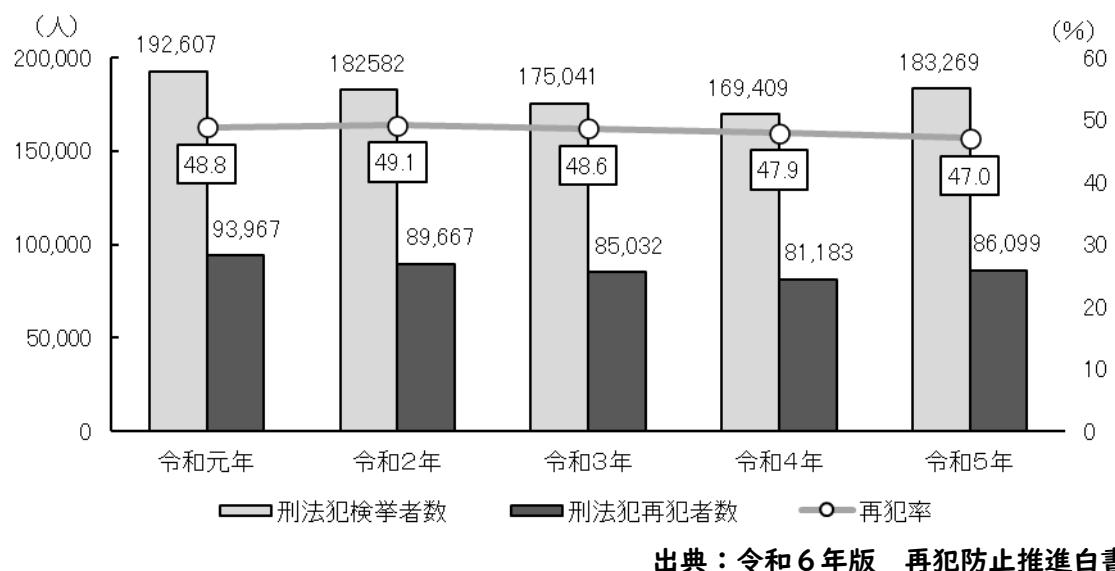
地域福祉計画と同様、令和8年度から12年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化や再犯防止に関する国の動向、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

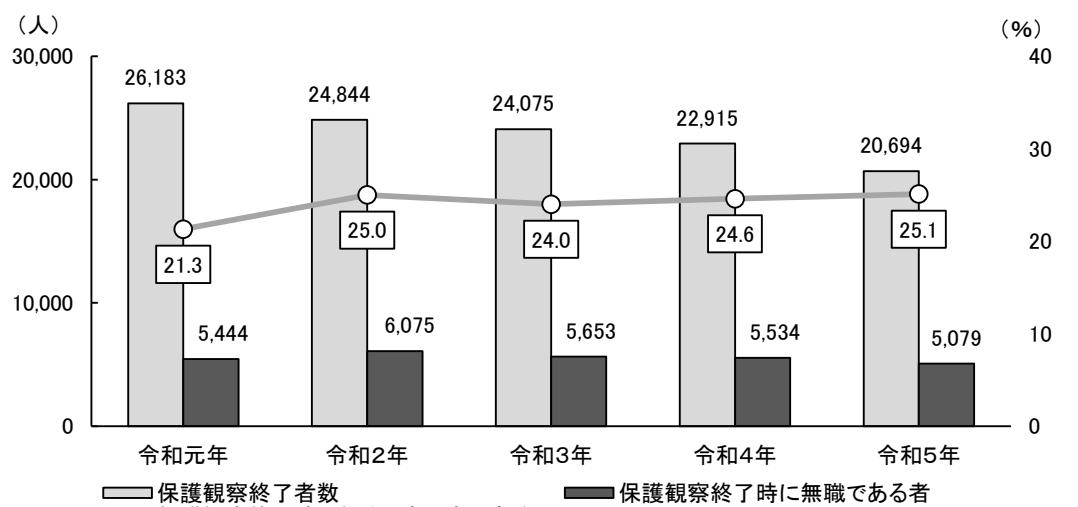
2 再犯防止に関する現状

(1) 国の状況

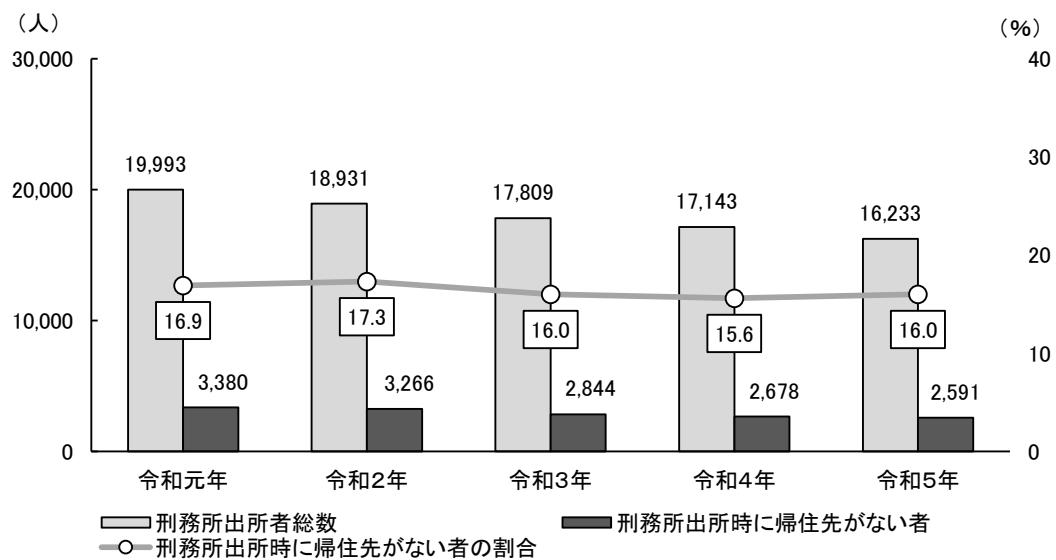
国の刑法犯検挙者数は令和4年まで減少していましたが、令和5年は増加に転じ、183,269人となっています。一方、刑法犯再犯者数も検挙者数の増加に伴い、令和5年は86,099人と増加しています。刑法犯再犯者率は、令和元年以降40%台後半で推移し、令和5年は47.0%となっています。



保護観察終了時に無職である者の割合は2割台で推移し、令和5年は25.1%となっており、就労支援が求められます。



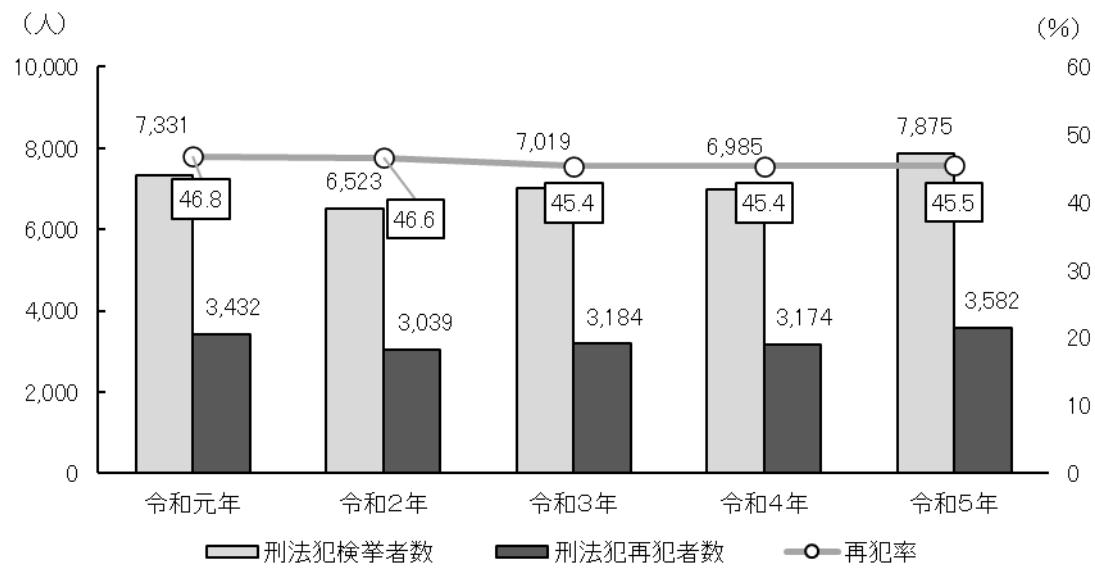
刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、割合半ばで推移し、令和5年は16.0%となっており、帰住先のない人の住居の確保が求められます。



出典：令和6年版 再犯防止推進白書

(2) 道の状況

道の刑法犯検挙者数は令和5年に7,875人と、近年ほぼ横ばいになっています。また、刑法犯再犯者数は、令和5年に3,582人となっています。刑法犯再犯者率は、令和元年以降40%台後半で推移し、令和5年は45.5%となっています。

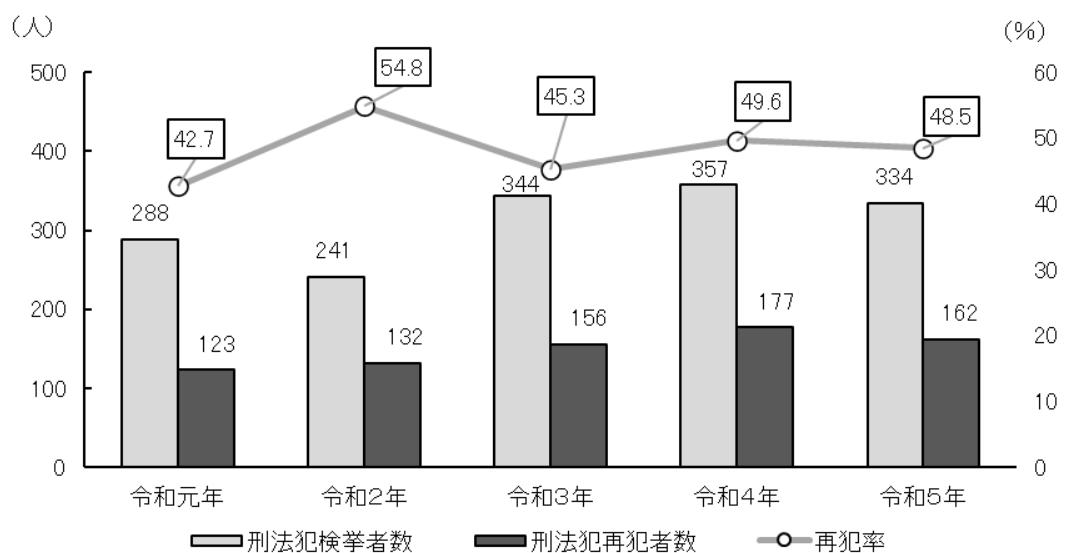


出典：法務省矯正管区提供データを基に上士幌町作成

(3) 帯広警察署の管内状況

(管轄区域：帯広市、幕別町、音更町、士幌町、上士幌町、芽室町、中札内村、更別村)

帯広警察署管内の刑法犯検挙者数は令和3年から300人台に上昇しており、令和5年は334人となっています。刑法犯再犯者率は、令和2年以降40%台後半～50%台前半で推移し、令和5年は48.5%となっています。



出典：法務省矯正管区提供データを基に上士幌町作成

(4) 町の状況

町の刑法犯検挙件数は令和6年に6件と、前年と比べ増加しています。近年では、障がいのある人や、少年犯罪のケースが増えています。

町には、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである「保護司」が令和7年11月1日時点で5人、活動しています。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する活動を行っています。犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、保護観察中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。また、刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数 (件)	1	3	3	4	13
検挙件数 (件)	2	2	2	3	6

出典：北海道警察 市町村別犯罪発生概況（令和2年～令和6年）

3 基本的な考え方と全体像

犯罪や非行をした人が、地域社会の中で孤立することなく、地域住民の一員として受け入れられ、安心して生活できる環境を整えることは、本人の立ち直りを支援するだけでなく、町全体の安全・安心なまちづくりにつながります。

「だれ一人取り残さない」という理念のもと、犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、必要な支援を受けながら、再び地域社会の一員として生活できるよう、関係機関・団体と連携し、地域全体で支える体制づくりを推進します。

基本方針	主な取り組み
生活基盤の確立と自立支援	(1) 生活基盤の確立
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
	(3) 特性に応じた効果的な支援の実施
地域の理解促進と非行防止	(1) 地域の理解の促進
	(2) 学校等と連携した修学支援と非行防止
	(3) 民間協力者の活動の促進
包括的な支援体制の整備	(1) 包括的な支援体制の整備
	(2) 地域による受け入れの推進
	(3) 更生保護施設等との連携強化

4 施策の展開

(Ⅰ) 生活基盤の確立と自立支援

犯罪や非行をした人の社会復帰と地域生活の安定には、就労と住居の確保が不可欠です。また、高齢者や障がいのある人など、福祉的支援が必要な人に対しては、適切な保健医療・福祉サービスにつなげることで、自立した生活を支援します。関係機関と連携し、個々の状況に応じた包括的な支援を実施します。

具体的な取り組み

■生活基盤の確立

更生保護施設^{※1}等の退所後、住む場所がない人に対し、公営住宅等への入居の配慮を行います。また、ハローワーク^{※2}や協力雇用主^{※3}など関係機関と連携しながら、罪を犯した人等の就労に向けた相談や職業紹介の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援制度^{※4}に基づく就労支援等へつなぎます。

さらに、協力雇用主の拡大に向けて、町内事業者への働きかけや、協力雇用主制度の周知を行います。民間賃貸住宅への入居が困難な人に対しては、入居支援を実施します。

^{※1}刑務所や少年院を出所した人で適当な帰住先がない人を一定期間受け入れ、宿泊場所や食事を提供し、就労支援等を行う民間施設。

^{※2}公共職業安定所の愛称で国が運営する就職支援機関。職業紹介や雇用保険の手続き、職業訓練の案内などを無料で行う。

^{※3}犯罪や非行の前歴がある事情を理解した上で、その立ち直りを助けるために雇用に協力する民間の事業主。保護観察所に登録し、就労支援を通じて再犯防止と社会復帰を支える。

^{※4}生活保護に至る前の段階で生活に困窮する人の自立を包括的に支援する制度。相談支援、就労支援、家計改善支援などを行う。

■保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪等をした人のうち、高齢者や障がいのある人など、複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な人に対し、相談窓口や制度、サービスの紹介などの支援を行います。

特に、地域包括支援センター、相談支援事業所、保健所などと連携し、介護サービス、障がい福祉サービス、医療サービスなど、必要なサービスに適切につなぎます。また、薬物やアルコール依存症の人に対しては、専門医療機関や自助グループ等と連携し、治療や回復支援を実施します。

■特性に応じた効果的な支援の実施

高齢者、障がい者、女性、少年など、犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援を実施します。刑事司法手続の入口から出口、そして社会復帰後まで、切れ目なく必要な支援を受けられる体制を整備します。

帰住先のない人、身元保証人がいない人など、特に支援が必要な人については、更生保護施設や自立準備ホーム※などの情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、犯罪や非行をした人からの相談にも適切に対応します。

*保護観察所に登録された民間法人や個人が、刑務所出所者等に一時的な宿泊場所を提供し、自立に向けた生活指導や就労支援を行う住居。

(2) 地域の理解促進と非行防止

再犯防止や更生支援に対する地域住民の理解を深め、犯罪や非行をした人を地域で受け入れる土壤づくりを推進します。また、こどもや若者への早期支援や非行防止の取り組みを強化し、犯罪や非行の未然防止に努めます。

具体的な取り組み

■地域の理解の促進

広報紙やホームページで保護司会等の更生保護ボランティアの活動について周知を図り、町民の理解の促進に努めるとともに、「社会を明るくする運動※」等を通じて、再犯防止に関する地域での啓発活動を実施します。

*すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせる全国的な啓発運動。

■学校等と連携した修学支援と非行防止

学校や地域、警察などが連携して、学校へのパトロールや非行防止教室の開催を行うなど、こどもの健全な育成を図り、非行の未然防止に努めます。

児童生徒に対して、命の大切さ、規範意識、他者への思いやりなどを育む教育を推進するとともに、更生支援の重要性についても学ぶ機会を設けます。問題を抱える児童生徒の早期発見・早期支援を行い、非行の未然防止と立ち直り支援を実施します。

非行のあるこどもを持つ保護者に対して、相談支援や情報提供を行います。要保護児童対策地域協議会※¹において、非行のある児童や非行のおそれのある児童について、関係機関が連携して支援します。また、少年サポートセンター※²と連携し、非行少年等への支援を実施します。

*¹虐待を受けた児童など保護や支援が必要なこどもに関する情報を関係機関が共有し適切な支援を行うために設置される協議会。

*²北海道警察が設置する非行少年の立ち直り支援や少年の健全育成を目的とした相談・支援を行う機関。

■民間協力者の活動の促進

保護司、更生保護女性会※、BBS会（様々な問題を抱える少年たちの立ち直りを支援するボランティア団体）、協力雇用主など、更生保護活動を行う民間協力者の活動を支援します。

民間協力者が活動しやすい環境を整備するため、活動場所の提供、情報提供、研修機会の確保などの支援を行います。また、新たな民間協力者の確保に向けた広報・啓発活動を推進します。

※地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成、犯罪や非行をした人の更生支援などを行う女性のボランティア団体。

（3）包括的な支援体制の整備

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するため、保護司会、更生保護女性会、警察、福祉、医療、雇用、住宅、教育など、様々な関係機関・団体が連携する包括的な支援体制を整備します。また、地域による包摂を推進し、犯罪や非行をした人が地域社会の一員として受け入れられる環境を整えます。

具体的な取り組み

■包括的な支援体制の整備

地域において更生保護活動を行うボランティアや団体を支援するとともに、関係機関や団体等と連携・協力し、犯罪をした人の立ち直りの支援に取り組みます。

また、民生委員児童委員をはじめとした地域の見守り支援の関係者から相談を受けた際に、関係者間で適切な情報共有を図ります。府内においても、各部署が連携し、横断的に支援を行う体制を構築します。

■地域による受け入れの推進

犯罪や非行をした人が、地域社会から排除されることなく、地域の一員として受け入れられるよう、地域による包摂を推進します。

地域のサロン活動や居場所づくりなど、犯罪や非行をした人が安心して参加できる場を提供し、地域とのつながりを構築します。孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に地域とつながり、支援につながることができるよう支援します。

また、民生委員児童委員、行政区など、地域の支援者との連携を強化し、地域における見守り・支援体制を構築します。配偶者と離別・死別した人や退職して役割を喪失した人など、孤立しやすい人への支援も併せて実施します。

■更生保護施設等との連携強化

更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター※¹など、犯罪や非行をした人を直接支援する施設・機関との連携を強化します。

釧路保護観察所との定期的な情報交換を行い、支援が必要な人の早期把握と適切な支援につなげます。また、刑務所出所者等総合的就労支援対策※²や、矯正施設在所中からの福祉的支援など、切れ目のない支援体制を構築します。

犯罪や非行をした人の社会復帰を支援するため、必要に応じて関係機関との協議を行い、個々の状況に応じた支援計画の策定と実施を推進します。

※¹高齢者や障がいのある刑務所出所者等が、福祉サービスを利用しながら地域で安定した生活を送れるよう支援する都道府県設置の専門機関。

※²刑務所や保護観察所とハローワーク等が連携し、矯正施設在所中から出所後まで一貫した就労支援を行う国の取組。

推進体制

取り組みの推進にあたっては、全庁的な取組として再犯防止施策を推進します。

また、保護司会、更生保護女性会、警察、福祉・医療・雇用・住宅・教育などの関係機関・団体との連携を強化し、協働して取り組みを推進します。町民の理解と協力を得ながら、地域全体で再犯防止に取り組む体制を構築し、「だれ一人取り残さない支え合いのまちづくり」の実現を目指します。

必要に応じて、関係機関・団体との連携会議において報告し、意見交換を行います。